

# 島根県報

平成20年3月31日(月)  
号外第66号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 規則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

### 公布された条例等のあらまし

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第45号)

#### 1 規則の概要

- (1) 法人県民税の利子割額の過誤納金等を均等割へ充当することを選択した場合における還付又は充当の通知を行わないこととした。(第11条関係)
- (2) 自動車取得税の減免対象となる自動車から、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が生活交通路線維持のための県又は市町村の補助金の交付を受けて取得した一般乗合用のバスが除かれたことに伴う規定の整理(第88条・第163号様式関係)
- (3) 県税の電子収納及びコンビニ収納への対応に伴う様式の整備(第9号様式その1・第17号様式その3・第17号様式その5・第17号様式その6・第20号様式その1・第20号様式その2・第27号様式その1・第27号様式その2・第27号様式その4・第27号様式その5・第27号様式その7・第27号様式その8・第28号様式その1・第28号様式その2・第71号様式その2関係)
- (4) その他規定の整理

#### 2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

## 規

## 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

島根県知事 溝口善兵衛

### 島根県規則第45号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第11条中「充当するとき」の次に「(法第53条第41項の規定により充当する場合を除く。)」を加える。

第76条の2の見出し中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第88条第4項を削る。

第9号様式その1を次のように改める。

第9号様式その1(第10条関係)

(表)

年度 島根県 自動車税減額通知書

〒

様

年度	島根	年度	巴
管号		年	月
徴収番号		日	巴
登録番号		年	巴
未納税額		日	巴
減額事由		年	巴
減額事由発生年月日		日	巴
変更前税額		年	巴
減額		日	巴
変更後税額		年	巴
納付済税額		日	巴

年月日 県民センター所長 [印]

右記のとおり、自動車税を減額しました。本書に未納金額の記載がある場合は、至急納付してください。既に納付され、本書と行き違いの場合には、収納事務が未了のためですであしからず御了承ください。

なお、この処分に対する不服申立ての方法等については、裏面をご覧ください。

( 裏 )

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第17号様式その 3 を次のように改める。



第17号様式その 4 の次に次の 2 様式を加える。







第20号様式その 1 及びその 2 を次のように改める。

第20号様式その1 (第20条関係)

(表)

年度 島根県 個人事業税納付通知書

課税年度	年度
徴収番号	年
事業年別	年
税額	円
納期限	年 月 日

〒

様

右記の金額を納期限までに納付してください。

年 月 日

県民センター所長

印

納期限までに納付しなかった場合の措置及び納付場所については、裏面をご覧ください。

( 裏 )

**納期限までに納付しなかった場合の措置**

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

納期限後に納付するときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額（税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額の延滞金（全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。）を加算して納付しなければなりません。

**納付場所**

島根県指定金融機関

島根県指定代理金融機関

島根県収納代理金融機関

県民センター（県民センターの各事務所を含む。）、隠岐支庁

第20号様式その2 (第20条関係)

(表)

年度 島根県 個人事業税納付通知書

課税年度	年度
徴収番号	年
事業年別	年
税額	円
納期限	年 月 日

〒

様

右記の金額を納期限までに納付してください。

年 月 日

県民センター所長

印

右記 期分の金額について、先に御指定の  
に振替納付手続をいたしました。

つきましては、納期限(振替日)に預金不足とならないようお願いいたします。

納期限までに納付しなかった場合の措置については、裏面をご覧ください。

( 裏 )

**納期限までに納付しなかった場合の措置**

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

納期限後に納付するときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額（税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額の延滞金（全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。）を加算して納付しなければなりません。

第27号様式その1及びその2を次のように改める。

第27号様式その1 ( 第28条関係 )

( 表 )

年度 島根県 個人事業税納税通知書

課税年度	年度	
徴収番号		
事業年	年	
期 別		
納税者番号		
決定年月日	年 月 日	
課税標準額	%	千円
( 税率 )	%	千円
	%	千円
事業税総額		円
課税済税額		円
差引事業税額		円
第1期(全期)分		
税 額		円
納期限	年 月 日	
第2期分		
税 額		円
納期限	年 月 日	

〒

様

右記の金額を納期限までに納付してください。

印

県民センター所長

年 月 日

課税の根拠等については、裏面をご覧ください。

(裏)

課税の根拠 地方税法第72条の2、島根県税条例第2条

納める人 県内において事業を行う個人

納める額 税額の計算方法は次のとおりです。

( 前年中の事業の所得 - 各種控除 ) × 税率 = 税額

\* 税率

区分	事業の種類	税率
第一種事業 (37業種)	物品販売業、不動産貸付業、製造業、運送業、駐車場業、請負業、旅館業、飲食店業、その他一般の営業	5/100
第二種事業 (3業種)	畜産業、水産業、薪炭製造業 (主として自家労力を用いて行うものは除く。)	4/100
第三種事業 (28業種)	医業、歯科医業、司法書士業、税理士業、理容業、美容業、コンサルタント業、その他の自由業	5/100
(2業種)	あんま・はり・きゅう等の業、装師師業	3/100

- \* 各種控除
  - ・ 事業主控除 (290万円、1年未満の場合は月割額)
  - ・ 損失の繰越控除 (青色申告者)
  - ・ 事業用資産の譲渡損失控除
- ・ 事業専従者控除
- ・ 被災事業用資産の損失の繰越控除
- ・ 譲渡損失の繰越控除 (青色申告者)

納期限までに納付しなかった場合の措置

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

納期限後に納付するときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額 (税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6% (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3% (当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合) )の割合を乗じて計算した金額の延滞金 (全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。)を加算して納付しなければなりません。

課税に対する不服申立ての方法等

この税金の課税 (以下「処分」といいます。) について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として (島根県知事が被告の代表となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付場所

島根県指定金融機関

島根県指定代理金融機関

島根県収納代理金融機関

県民センター (県民センターの各事務所を含む。)、隠岐支庁



第27号様式その2 ( 第28条関係 )

( 表 )

年度 島根県 個人事業税納税通知書

〒

様

右記の金額を納期限までに納付してください。

年 月 日

県民センター所長

印

課税年度	年度	
徴収番号		
事業年	年	
期 別		
納税者番号		
決定年月日	年 月 日	
課税標準額	%	千円
( 税率 )	%	千円
	%	千円
事業税総額		円
課税済税額		円
差引事業税額		円
第1期(全期)分 税 額		円
納期限	年 月 日	
第2期分 税 額		円
納期限	年 月 日	

右記第1期(全期)分の金額について、先に御指定の

に振替納付手続をいたしました。

つきましては、納期限(振替日)に預金不足とならないようお願いいたします。

課税の根拠等については、裏面をご覧ください。

(裏)

**課税の根拠** 地方税法第72条の2、島根県税条例第2条

**納める人** 県内において事業を行う個人

**納める額** 税額の計算方法は次のとおりです。

$$( \text{前年中の事業の所得} - \text{各種控除} ) \times \text{税率} = \text{税額}$$

\* 税率

区分	事業の種類	税率
第一種事業 (37業種)	物品販売業、不動産貸付業、製造業、運送業、駐車場業、請負業、旅館業、飲食店業、その他一般の営業	5/100
第二種事業 (3業種)	畜産業、水産業、薪炭製造業 (主として自家労力を用いて行うものは除く。)	4/100
第三種事業 (28業種)	医業、歯科医業、司法書士業、税理士業、理容業、美容業、コンサルタント業、その他の自由業	5/100
(2業種)	あんま・はり・きゅう等の業、装師師業	3/100

- \* 各種控除
  - ・ 事業主控除 (290万円、1年未満の場合は月割額)
  - ・ 事業専従者控除
  - ・ 損失の繰越控除 (青色申告者)
  - ・ 被災事業用資産の損失の繰越控除
  - ・ 事業用資産の譲渡損失控除 (青色申告者)

**納期限までに納付しなかった場合の措置**

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

納期限後に納付するときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額 (税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。) に年14.6% (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3% (当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合) ) の割合を乗じて計算した金額の延滞金 (全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。) を加算して納付しなければなりません。

**課税に対する不服申立ての方法等**

この税金の課税 (以下「処分」といいます。) について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として (島根県知事が被告の代表となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対して裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第27号様式その 3 中「内の郵便局」を「のゆうちょ銀行（郵便局）」に改める。

第27号様式その 4 及びその 5 を次のように改める。

第27号様式その4 (第28条関係)

(表)

年度 島根県 自動車税納税通知書

〒

様

右記の金額を納期限までに納付してください。

年 月 日

県民センター所長

印

年 度	年 度
管 所	管 所
徴収番号	徴収番号
登録番号	登録番号
税 額	税 額
納 期 限	納 期 限
	島 根 県
	年 月 日

1 課税の根拠 地方税法第145条

島根県条例第2条

2 納期限までに納付しなかった場合の措置、課税に対する不服申立ての方法等及び納付場所については、裏面をご覧ください。

( 裏 )

**納期限までに納付しなかった場合の措置**

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

納期限後に納付するときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額（税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額の延滞金（全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。）を加算して納付しなければなりません。

**課税に対する不服申立ての方法等**

この税金の課税（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。また、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

**納付場所**

- 島根県指定金融機関
- 島根県指定代理金融機関
- 島根県収納代理金融機関
- 県民センター（県民センターの各事務所を含む。）、隠岐支庁

第27号様式その5 (第28条関係)

(表)

<p>年度 島根県 自動車税納税通知書(口座振替用)</p> <p>〒</p> <p>様</p> <p>口振</p> <p>年 月 日 県民センター所長 印</p>	<p>年度 年 月 日</p> <p>年 所 管</p> <p>納 期 限 (振替日)</p> <p>下記の税額について、御指定の金融機関口座からの振替納付手続をいたしました。つきましては、納期限(振替日)に預金不足とならないようお願いいたします。</p>	<p>下記の口座より振替いたします。</p> <p>金融機関名</p> <p>口座番号</p> <p>口座名義人</p> <p>口座番号の上4桁は個人情報保護のため***表示しております。</p>
<p>1 課税の根拠 地方税法第145条 島根県条例第2条</p> <p>2 納期限までに納付しなかった場合の措置、課税に対する不服申立ての方法等及び納付場所については、裏面をご覧ください。</p>	<p>納税証明書について</p> <p>納税証明書は、振替日(納期限)に振替納付が確認された後、6月15日ごろにあらためてお送りします。なお、納税証明書の送付までに継続検査(車検)を受けるために、証明書が必要なき場合は、下記お問い合わせ先へご相談ください。</p> <p>口座振替中止等について</p> <p>裏面をご覧ください。</p>	<p>お問い合わせ先</p> <p>お問い合わせ番号</p> <p>この書類に関するお問い合わせの際には上記の番号をお知らせください。</p>
<p>登録番号</p> <p>徴収番号</p> <p>登録番号</p> <p>徴収番号</p>	<p>税 額 (円)</p> <p>税 額 (円)</p>	<p>税 額 (円)</p>

この内訳欄には最大40台分まで表示しています。41台以上自動車をお持ちの場合、納税通知書を複数通(2通以上)お送りしておりますので、御注意ください。

( 裏 )

**納期限までに納付しなかった場合の措置**

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

納期限後に納付するときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額（税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額の延滞金（全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。）を加算して納付しなければなりません。

**課税に対する不服申立ての方法等**

この税金の課税（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。また、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

**口座振替中止等について**

- 1 今年度（ ）分のみ口座振替を中止したい場合は、5月20日までに表面記載のお問い合わせ先へ御連絡ください。
- 2 来年度（ ）以降の口座振替を中止したい場合や口座の内容（口座番号、口座名義人等）に変更がある場合は、当該金融機関窓口へ備え付けの専用紙で手続を行ってください。（手続の期限： 年 月末日まで）
- 3 自動車等を2台以上お持ちの場合、そのうちの一部の車についてのみ口座振替を停止することはできません。
- 4 住所変更や改姓の際に県にご連絡をいただかなかった場合は、口座振替ができなくなりますので御注意ください。
- 5 口座振替依頼後であっても、指定預金口座が解約済みの場合又は金融機関との口座振替契約が解約（一定期間指定預金口座の取引がないため、金融機関の定めにより解約となる場合等）され振替不能となる場合は、口座振替を停止させていただくことがありますので御了承願います。

第27号様式その6中「内の郵便局」を「のゆうちょ銀行(郵便局)」に改める。

第27号様式その7及びその8を次のように改める。



第27号様式その7 ( 第28条関係 )

( 表 )

年度 島根県 不動産取得税納税通知書

課税年度	年度
管 所	
徴収番号	
価 格	円
控 除 額	円
課税標準額	
( 税率 ) 3/100	
3.5/100	
4/100	
税 額	円
減 額	円
納 付 額	円
納 期 限	年 月 日

不動産所在地及び地目又は用途

様

印

県民センター所長

年 月 日

右記の金額を納期限までに納付してください。

課税の根拠、納期限までに納付しなかった場合の措置、課税に対する不服申立ての方法等及び納付場所については、裏面をご覧ください。

(裏)

課税の根拠

地方税法第73条の2、鳥根県条例第2条

税率

鳥根県条例第22条又は同条例附則第14項に定める率

土地... 3%

住宅... 3%

住宅以外の家屋... 4%

1 税額の計算方法

不動産取得税は、県内にある土地や家屋を買ったり、交換したり、贈与を受けたり、あるいは県内で家屋を建築した場合に課税される県税です。課税される税額は、不動産を取得した時における価格の100分の3又は100分の4です(ただし、住宅以外の家屋については、平成20年3月31日以前に取得した場合は100分の3.5(平成18年3月31日以前に取得した場合は100分の3)です。)

なお、不動産を取得した時の価格とは、例えば既存の家屋のように取得した時、既に固定資産課税台帳に登載されている不動産はその登録価格です(農地の転用等は除く。)。また、新築の家屋のように取得した時、固定資産課税台帳に登載されていない不動産は固定資産評価基準によって決定した価格です。従って、現実の工事費や売買価格などではありません。

2 徴収猶予

農地等の生前一括贈与に係る贈与税については納税の猶予の適用がある方は、その贈与を受けた農地等の取得に対して課された不動産取得税についても、一定の要件のもと徴収猶予を受けることができます。

3 課税免除及び減免

次のような不動産を取得した場合には、納期限までに課税免除(減免)申請書を提出した場合に限り税額の全部又は一部が免除(減免)される場合があります。

- (1) 公園、公民館など
- (2) 公共事業又は土地地区画整理事業のために家屋の譲渡等をして、この家屋に代わるものとして建築した家屋
- (3) 被災した不動産に代わるものとして取得した不動産

納期限までに納付しなかった場合の措置

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

納期限後に納付するときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額(税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額の延滞金(全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。)を加算して納付しなければなりません。

課税に対する不服申立ての方法等

この税金の課税(以下「処分」といいます。)について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鳥根県を被告として(鳥根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付場所

鳥根県指定金融機関

鳥根県指定代理金融機関

鳥根県収納代理金融機関

県民センター(県民センターの各事務所を含む。)、隠岐支庁

第27号様式その 8 ( 第28条関係 )

( 表 )

年度 島根県 鉾区税納税通知書

〒

様

右記の金額を納期限までに納付してください。

年 月 日

県民センター所長

印

課税年度	年度
調定事由	
納税者番号	
徴収番号	
登録番号	
課税標準	円
税率	円
税額	円
課税済額	円
差引税額	円
納期限	年 月 日

課税の根拠、納期限までに納付しなかった場合の措置、課税に対する不服申立ての方法等及び納付場所については、裏面をご覧ください。

(裏)

課税の根拠 地方税法第178条、島根県税条例第2条

税 率 地方税法第180条又は同法附則第13条に定める率

納期限までに納付しなかった場合の措置

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

納期限後に納付するときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額(税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額の延滞金(全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。)を加算して納付しなければなりません。

課税に対する不服申立ての方法等

この税金の課税(以下「処分」といいます。)について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6 か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求があった日から3 か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付場所

島根県指定金融機関

島根県指定代理金融機関

島根県収納代理金融機関

県民センター(県民センターの各事務所を含む。)、隠岐支庁

第28号様式その 1 及びその 2 を次のように改める。

第28号様式その1 (第28条関係)

(表)

年度	鳥根県税 督促状	年度	年度
管	督促状	所	管
徴収番号		税目別	税目別
申告区分		未納金額の内訳	未納金額の内訳
納期限		納期限	納期限
年		年	年
月		月	月
日		日	日
年		年	年
月		月	月
日		日	日
県民センター所長		県民センター所長	県民センター所長
印		印	印
様		様	様
〒		〒	〒

右記のとおり滞納となっておりますので、直ちに納めてください。  
この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を行  
うこととなります。  
既に納付(納入)され、本書と行き違いの場合には、事務処理が未了のためですであしからず  
御了承ください。  
なお、この督促に対する不服申立ての方法等については、裏面をご覧ください。

(裏)

この督促（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日を経過する日又は差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日のうち、いずれか早い日までに、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができ、審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

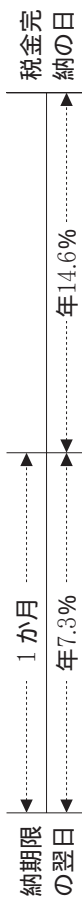
また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の又はに該当する場合は、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日後は、処分の取消しの訴えを提起することができません。

延滞金の計算方法

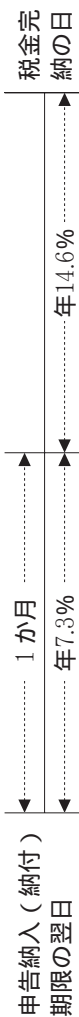
各々の税目により、下記の当該期間の日数に応じて計算した延滞金を納めてください。

- (注) 1 次の(1)から(3)までの年7.3%の割合は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合になります。
- 2 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。
- 3 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

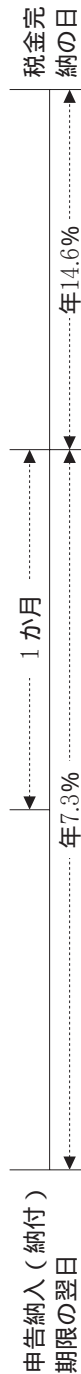
(1) 個人事業税・不動産取得税・自動車税・鉱区税



(2) 県民税(利子割・ゴルフ場利用税・軽油引取税)申告の場合



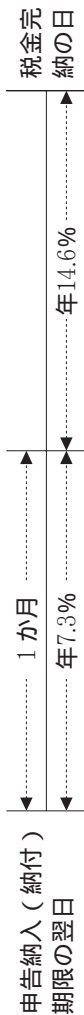
更正又は決定の場合



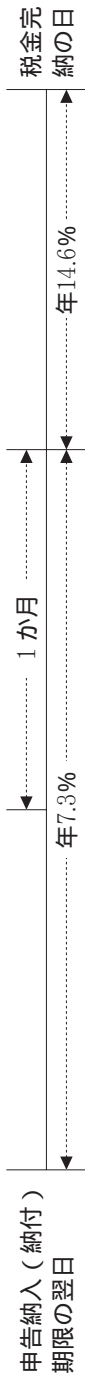
更正又は決定の納期限の翌日

(3) 法人県民税・法人事業税・県たばこ税・自動車取得税・産業廃棄物減量税

期限内申告の場合

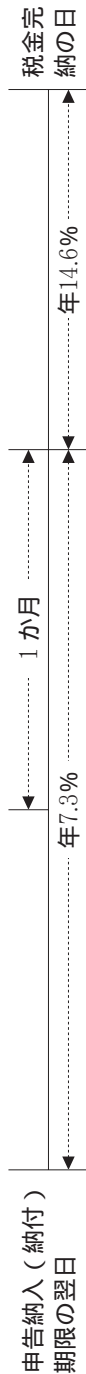


期限後申告又は修正申告の場合



申告日又は修正申告期限のいずれか遅い日の翌日

更正又は決定の場合



更正又は決定の納期限の翌日

法人県民税及び法人事業税の特例

ア 会計監査人の監査を受けなければならないことなどのため申告期限の延長を受けている場合には事業年度又は連結事業年度終了の日後2か月を経過した日から納期限までの期間の日数に応じて次の割合で計算した延滞金を加算してください。

事業年度又は連結事業年度終了の日後2か月を経過する日における商業手形の基準割引率が、年5.5%以下である場合は、年7.3%の割合(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)、年5.5%を超える場合は、年12.775%の割合の範囲内で次の方式により計算した割合

$$7.3\% + \left( 0.73\% \times \frac{(\text{事業年度又は連結事業年度終了の日後2か月を経過する日における基準割引率}) - 5.5\%}{0.25\%} \right)$$

イ 修正申告又は更正があった場合において、修正申告がその本来の申告書提出期限若しくは申告日のいずれか遅い日から1年を経過した日後に提出されているときは、当該1年を経過した日から当該修正申告書を提出した日若しくは修正申告期限のいずれか遅い日までの期間又は更正の通知をした日が申告書本来の提出期限若しくは申告日のいずれか遅い日から1年を経過した日後であるときは、当該1年を経過した日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(連結子法人の場合)にあっては、連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)によるものは当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除してください。

ただし、詐偽その他不正の行為により税金を免れ更正があった場合又はその税金を免れた法人が、国若しくは県の調査により更正があることを予知して修正申告書を提出した場合は、控除されません。



第28号様式その 2 ( 第28条関係 )

( 表 )

	年度 島根県 自動車税督促状 年 度 管 所 徴収番号 登録番号 年 月 日	島根 納 期 限 年 月 日
〒	様	県民センター所長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> 年 月 日

右記のとおり滞納となっておりますので、直ちに納めてください。  
 この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を行  
 うこととなります。  
 既に納付され本書と行き違いの場合、あるいは最近において抹消等の登録により税額の異動があ  
 った場合は、事務処理が未了のためですであしからず御了承ください。  
 なお、この督促に対する不服申立ての方法等については、裏面をご覧ください。

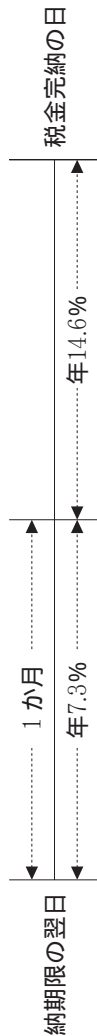
(裏)

この督促(以下「処分」といいます。)について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日を経過する日又は差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して30日を経過した日のうち、いずれか早い日までに、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として(島根県知事が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分を経過しても裁判がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき、処分、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の又はに該当する場合は、差押えに決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。また、前記の又はに該当する場合は、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して30日を経過した日後は、処分の取消しの訴えを提起することができません。

延滞金の計算方法

下記の当該期間の日数に応じて計算した延滞金を納めてください。



- 1 年7.3%の割合は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した場合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合になります。
- 2 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。
- 3 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

第34号様式中「、島根県収納代理金融機関又は郵便局」を「又は島根県収納代理金融機関」に改める。

第35号の 2 様式、第41号様式及び第42号様式中「・中国 5 県内の郵便局」を削る。

第71号様式その 2 を次のように改める。

第71号様式その2 (第30条関係)

重 要 ( 継 続 検 査 用 )	
平成 年度自動車税納税証明書	
登 録 番 号	
島 根	
車 台 番 号	
滞納がないことを証明します。	
県民センター所長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
有効期限	年 月 日
領収日付印のないもの、登録番号欄・車台番号欄・県民センター所長印が消してあるものは無効です。	
この証明書は継続検査(車検)の際に必要ですから大切に保管してください。  (納税者保管)	領収日付印

第85号様式中 「年度納税義務者数」 を 「年度納税義務者数  
(退職所得の分離課税分を除く。)」 に、

納税義務者数確定による増減	人	円	(F)	円	
---------------	---	---	-----	---	--

納税義務者数確定による増減	人	円	(F)	円	
精 算 分	人	円	(G)	円	

(G) 円	(H) 円	を	に、	「(D) + (F) ~ (J)」	を	「(D) + (F) ~ (K)」	に改め、同様式の備考
(H) 円	(I) 円						
(I) 円	(J) 円						
(J) 円	(K) 円						

1 の(4)中「最終納税義務者数」の次に「(実人員とする。ただし、退職所得の分離課税分を除く。)」を加え、同様式の備考 1 に次のように加える。

(6) 「精算分」の欄は、過去の年度に遡って新たに賦課決定したとき、課税取消をしたとき等に、納税義務者数を精算する必要が生じた場合に使用することとし、当該事実を確認できる書類を添付すること。

第163号様式中「(第77条、第88条関係)」を「(第77条関係)」に改める。

第175号様式の備考を次のように改める。

備考 この申請書には、次のいずれかの書類を添付すること。

- (1) 市町村長が発行する被災証明書
- (2) 財団法人日本自動車査定協会が発行する査定証
- (3) 財団法人日本自動車査定協会に登録されている査定士が発行する査定証

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取扱いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

